

前回の委員意見に対する事務局の考え方等

○再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準について

No	素案 ページ	意見（概要）	事務局の考え方
1	4～ 10, 12～ 18	<ul style="list-style-type: none"> 考慮すべき区域・事項の、考慮すべきとは、具体的にどのようなことか。 (佐藤委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 促進区域の設定に当たって収集すべき情報や収集方法、市町村が促進区域を設定する際の考え方等であり、素案において示しました。
2	10, 18	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルが設置されると、そこが野生動物の隠れ家になる。方向性で示された促進区域に含めない区域は保護する場所であるが、管理をする場所についても、項目に加えたほうがよい。 (梶委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置後は、野生生物の隠れ家や近隣住民等とのトラブルにならないよう、施設や事業区域を適切に維持管理することが重要であることから、素案において、考慮すべき区域・事項に、「施設及び事業区域の維持管理」を加えました。
3	5, 6, 13 ～ 15 9, 17 10, 18	<ul style="list-style-type: none"> 考慮すべき区域・事項の「重要な地形及び地質への影響」と「植物の重要な種及び重要な群落への影響」について、国のハンドブックでは適正な配慮のための考え方が微妙に書き方が違い、地形の方が植物よりも弱めに書かれているが、地形は施設の基礎により著しい損傷を受けると元に戻すことはできないので、配慮が必要だと思う。 景観については、屏風ヶ浦（銚子市・旭市）が国の名勝に指定されているが、風力発電が設置される予定である。環境省だけでなく、文化庁の名勝指定地を避ける等の配慮が必要である。 太陽光パネルは放置されると、土壌汚染や水質汚染等に繋がるため、撤退する時の配慮や管理体制も必要だと思う。 (池邊委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 素案において、考慮すべき区域・事項の市町村が促進区域を設定する際の考え方に、重要な地形や、動植物の重要な種が存在・分布している場所等を、促進区域の設定から極力避けるよう示しました。 素案において、考慮すべき区域・事項に、名勝や文化的景観等の文化財を盛り込みました。 なお、洋上風力発電は、再エネ海域利用法の所掌であり、環境配慮基準では陸上風力発電のみを対象としています。 素案において、考慮すべき区域・事項に、事業終了後に発生する廃棄物について適正に撤去・処分するよう盛り込みました。 なお、国では、FIT法に基づく廃棄費用の積立制度を開始しており、また、2030年代後半の太陽光パネルの大量廃棄に向け、リサイクル制度の義務化を検討していると聞いています。

No	素案 ページ	意見（概要）	事務局の考え方
4	-	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県内において、太陽光や風力発電施設で地域トラブルを発生している事例はあるか。 ・方向性で、促進区域に含めない区域に示されている区域で、すでに施設が設置されている事例はあるか。 <p style="text-align: right;">（藤倉委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の計画段階において、地元から色々と御意見をいただき、進出が遅れているところについては把握しています。 ・トラブルについては、多少の苦情があることは市町村から聞いていますが、大きな問題については把握していません。 ・土砂災害特別警戒区域に施設が設置されている事例は把握しています。
5	7, 15	<ul style="list-style-type: none"> ・保護されるべき地域でなくても、里山や森林など切り開いて、太陽光パネルを設置することは、良いことではない。県として再生可能エネルギーの促進について、どう考えているのか。 <p style="text-align: right;">（中村委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーは、適正に環境に配慮して導入することが重要であり、考慮すべき区域・事項に重要里地里山や重要湿地などを盛り込み、自然環境に配慮することを求めています。 ・素案では市町村が促進区域を設定する際の考え方や、事業者が行う地域の環境保全のための取組の考え方を示しました。
6	8, 11	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地について、風力発電の場合、促進区域に含めない区域と判断した理由何か。必ずしも積極的に促進すべきではないにしても、広大な農地の有効活用という趣旨で風力発電を設置したい場合、必ずしも悪いと決める必然性はないのではないか。 <p style="text-align: right;">（亀山委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地は、良好な営農条件を備えている農地であり、農地転用は原則不許可とされています。 ・一時転用が許可されるのは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立て、営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されることとされています。 ・一般的には、風力発電の支柱の基礎の構造等を考えると、簡易な構造で容易に撤去できるものではありません。 ・このため、優良農地での風力発電は、促進区域に含めない区域に設定しています。

No	素案 ページ	意見（概要）	事務局の考え方
7	19	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を設定し、その場所に再生可能エネルギー施設を設置した事業者がいる場合、その後、例えば周辺の環境が変わることで、促進区域に含めない区域になった場合は、すでに設置した施設に対して、何かペナルティーがあるのか。 ・今後、策定した環境配慮基準が変わることはあるのか。 (外山委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度は、個別の事業の進出を禁止する趣旨ではなく、促進区域から外れたからといって、そこから立ち退くものではありません。 ・環境配慮基準は、施策の実施状況等を勘案して、必要があるときは見直しを行うとしており、市町村においても、必要に応じて、見直しを行うものと考えています。
8	8, 11 4, 12 6, 14 2	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地に関して、太陽光発電設備は考慮すべき区域・事項に含めているが、策定済の埼玉県や茨城県と比べて、千葉県独自の対応か。 ・水の濁りによる影響について、県基準では区域・事項に周辺の河川や湖沼等の利用状況等が書いてあるが、地下水に関することも含まれているか。 ・本県にはウミガメに関する条例もあったかと思うが、配慮されているか。 ・建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する出力 10kW 未満の太陽光発電は、基準の対象としない設備とされているが、他県と同様か。 (秋葉委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県は優良農地を考慮すべき区域・事項に設定し、茨城県は促進区域に含めない区域に設定していますが、本県では、ソーラーシェアリングの妨げにならないよう、考慮すべき区域・事項とすることを考えています。 ・地下水は想定していません。なお、国の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等で水の濁りとして想定されているものは、土地造成時や土砂の流出を防ぐ植栽等がない場合の降雨時に、隣接地等に濁水の流れ込むこととされています。 ・県内の一部自治体でウミガメの条例を制定していますが、この環境配慮基準は、全県一律の基準を定めるものであり、地域特性に応じて、各市町村が促進区域を設定するものと考えています。なお、千葉県に上陸するのはアカウミガメであり、考慮すべき区域・事項のレッドリストに含まれています。 ・建築物の屋根等に設置する出力 10kW 未満の太陽光発電を基準の対象としないことについては、地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブックに示されており、茨城県や愛知県、福岡県も同様に対象としていません。

○書面での意見

No	素案 ページ	意見（概要）	事務局の考え方
1	5, 13	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル等の設備が浸水することにより、漏電の恐れがあり危険なため、考慮すべき区域・事項の洪水浸水想定区域については、河川区域等と同様に、促進区域に含めない区域としてはどうか。 <p style="text-align: right;">（中村委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川保全区域は、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設等を守るために、一定の制限を設けている区域です。 ・一方、洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（発生確率が1000分の1を上回るもの）を想定し指定されたものです。 ・このため、堤防などの施設等の保全上の支障が生じないよう河川保全区域は促進区域に含めない区域に設定し、発生確率等を踏まえ洪水浸水想定区域は考慮すべき区域・事項として設定することを考えています。